

# 豊田市いじめ防止基本方針

平成27年4月1日

豊田市

## 目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの理解	2
2 いじめの定義	3
3 いじめの防止等のための豊田市の施策	4
(1) 豊田市いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 豊田市における体制整備	4
(3) 豊田市教育委員会における取組	7
4 いじめの防止等のための豊田市立学校の施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) 豊田市立学校における体制整備	8
(3) 豊田市立学校における取組	9
5 子ども、保護者、地域住民、関係機関等の取組	11
6 重大事態への対応	12
(1) 重大事態の定義	12
(2) 豊田市立学校及び豊田市教育委員会の対応	13
(3) 学校設置会社が設置する学校の対応	14
(4) 市長による再調査と措置	16

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心や体の健やかな成長に重大な影響を与えるだけでなく、その命をもおびやかすおそれがあります。

豊田市では、豊田市子ども条例(平成19年条例第70号。以下「条例」という。)において、子どもには「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」があることを規定しています。



市子ども条例キャラクター  
「チルコ」

いじめは、これらの権利を侵害するものであり、いじめの防止等の対策は、社会全体で取り組むべき重要課題です。

そこで、豊田市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づくとともに、豊田市子ども条例を生かして、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針(以下「豊田市いじめ防止基本方針」という。)を定めます。

この豊田市いじめ防止基本方針は、豊田市全体で子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指すものです。

そのために、大人も子どもも「いじめは許されない行為であること」を十分に理解し、市、学校、子ども、保護者、地域住民、関係機関が、それぞれの責務を自覚し、互いに協力しながら、いじめの問題を克服することを目指して、いじめの防止等の対策に取り組んでいきます。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない行為でありながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものです。このことを十分認識したうえで、全ての子どもが学校の内外を問わず、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を社会全体で積極的に行う必要があります。

そこで、市、学校、子ども、保護者、地域住民、関係機関の責務を次に示し、共通理解を図り、豊田市全体でいじめの防止等に取り組んでいきます。

- 市として＝学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめ防止等の施策を策定し、実施します。
- 学校として＝一人ひとりの子どもを大切にし、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- 子どもとして＝自分や友達を大切にし、いじめのない子ども社会づくりに努めます。
- 保護者として＝自ら範を示し、子どもを導き、守り、育てることに努めます。
- 地域住民として＝地域で見守ることの大切さを理解し、モラルや良識を守り、大人としての範を示すとともに、いじめ防止の一員として学校や保護者と協力するよう努めます。
- 関係機関として＝互いの共通理解のもと、積極的に連携を図り、いじめの防止等に努めます。

## (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせや悪口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。

これらは、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、精神的に著しい負担が与えられたり、「暴力によるいじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じたりすることがあります。

さらに、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も、いじめの問題をむずかしくしています。

また、インターネットを通じて発信される情報は、その高度の流通性、発信者の匿名性から、子ども同士の関係に大きな影響を及ぼすことがあります。

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、些細な兆候であっても、いじめの可能性を鑑みて対応する必要があります。

## 2 いじめの定義

豊田市における「いじめ」の定義は、法の規定に準じ、以下のとおりとします。

「いじめ」とは、子どもと一定の人的関係（※1）にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って（※3）考えなければなりません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策の組織」を活用して行うなど、組織的にまた第三者の意見を聞くなどして行います。

※1：「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子ども、塾やスポーツクラブ等当該の子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子どもと何らかの人的関係を指す。

※2：「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※3：「いじめられた子どもの立場に立って」とは、いじめられたとする子どもの気持ちを重視するということである。一見けんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

### 〔いじめの態様例〕

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、子ども生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものがあります。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る必要があります。

### 3 いじめの防止等のための豊田市の施策

#### (1) 豊田市いじめ防止基本方針の策定

豊田市は、これまで豊田市教育委員会や学校が中心となって進めてきたいじめの防止等の対策に加え、子ども、保護者、地域住民も含めて豊田市全体で取り組むとともに、関係機関との連携や重大事態への対応を行う組織を確立するため、基本的な方針を定めます。

#### (2) 豊田市における体制整備

##### ① 総合教育会議

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき市長が設ける総合教育会議において、適宜、いじめの防止等の対策や児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びに調整を行います。

##### ② いじめ防止対策組織の設置等

いじめの防止等の対策が有効に行われるよう、以下の組織を設置します。

##### ア 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に役割を追加

- ・ 豊田市は、「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議」に法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務を加え、いじめの防止等に携わる機関及び団体の連携を図ります。

##### イ 豊田市いじめ防止対策委員会（豊田市教育委員会の附属機関）の設置

- ・ 豊田市いじめ防止基本方針に基づく豊田市立学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うため、豊田市教育委員会の附属機関として「豊田市いじめ防止対策委員会」を設置します。（法第14条第3項：関連する法の条項、

以下、同様。)

- ・ 構成員は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とします。

#### ウ 豊田市いじめ・不登校対策推進委員会の設置

- ・ いじめ・不登校の状況調査、分析、啓発活動等を行うため、豊田市教育委員会に豊田市いじめ・不登校対策推進委員会を設置します。
- ・ 豊田市いじめ防止対策委員会と連携し、いじめの防止等の対策を具体的に進めます。
- ・ 構成員は、教職員代表、心理や福祉の専門家等とします。

#### エ 豊田市いじめ問題調査委員会の設置

- ・ 豊田市立学校において重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに豊田市教育委員会の附属機関として「豊田市いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。(法第28条第1項)
- ・ 構成員は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とし、「豊田市いじめ防止対策委員会」の委員その他相当と認める者から選出します。但し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は除きます。
- ・ 教育委員会は、必要があると認める場合は、専門調査員を置き、調査を行います。

#### オ 豊田市いじめ問題再調査委員会の設置

- ・ 市長は、重大事態に係る法第28条第1項による調査の報告を受け、必要と認める場合は、「豊田市いじめ問題再調査委員会」を設置し、調査を行います。(法第30条第2項、第32条第2項)
- ・ 構成員は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とします。

### ③ 相談体制の整備

いじめの問題に悩む児童生徒や保護者、当該学校の教職員等が、学校内外で相

談できるような体制の充実を図ります。

#### ア 主な相談機関とその役割

- ・ 豊田市青少年相談センター（パークとよた）に、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等専門家を置き、学校や関係機関と連携しながら相談支援を行います。
- ・ とよた子どもの権利相談室に、豊田市子ども条例第20条に基づく豊田市子どもの権利擁護委員（※4 以下「権利擁護委員」と言う。）や豊田市子ども規則第7条に規定する相談員を置き、相談支援を行います。
- ・ 豊田加茂児童・障害者相談センターと連携を図り、いじめの対応について相談しやすい体制をつくります。

#### ※4：豊田市子どもの権利擁護委員

##### ア 権利擁護委員の設置（条例第20条）

- ・ 子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するために、権利擁護委員を置きます。
- ・ 権利擁護委員は、3人以内とし、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

##### イ 権利擁護委員の役割（条例第21条）

- ・ 権利擁護委員は、子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをします。
- ・ 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をします。
- ・ 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査を行います。
- ・ 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるように勧告したり、制度などの改善を要請したりします。
- ・ 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めます。また、その内容を申立人などに伝えます。

#### イ 豊田市立学校での相談

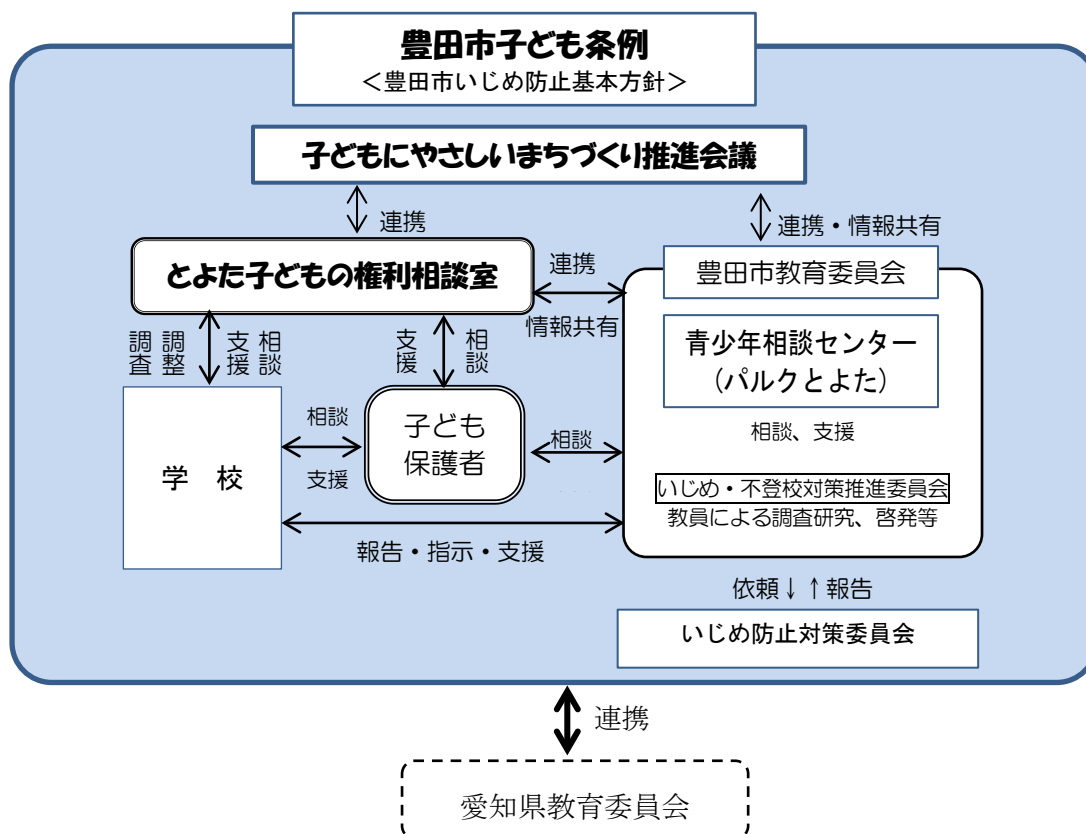
- ・ いじめの未然防止や早期対応、心のケアのために、スクールカウンセラーを全小中学校に配置します。
- ・ 子どもの悩み相談を受けたり、話し相手になったりする心の相談員を、必要



に応じて配置します。

- ・ いじめへの対応がスムーズに進められるよう、学校の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを臨時に派遣したり、権利擁護委員による相談支援を行ったりします。

### <豊田市いじめ防止対策の組織図>



\* 重大事態発生時に関する組織図は、「6 重大事態への対応」に記載

### (3) 豊田市教育委員会における取組

#### <いじめの未然防止のために>

- ・ 豊田市教育委員会による学校訪問等を通して、望ましい人間関係づくりに関する教育の充実を図る方策について指導助言します。
- ・ 子どもの問題解決能力を育む学級集団づくりの推進を行います。
- ・ 教職員や子ども、保護者向けの研修の充実を図ります。
- ・ 豊田市いじめ・不登校対策推進委員会で、いじめに関する調査や研究を行い、いじめの防止等の推進を図ります。
- ・ いじめ防止やインターネット上のいじめに対する理解等を深めるために、保護者や教職員へ啓発活動を行います。

#### <いじめの早期発見のために>

- ・ 豊田市立学校のいじめの認知状況や取組状況を把握し、学校の支援、指導を行います。
- ・ 教師用指導資料を教職員へ配布し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応を支援します。
- ・ スクールカウンセラーや心の相談員等を派遣し、相談体制の充実を図ります。
- ・ インターネット上の不適切な情報の確認を行い、問題の早期発見・早期対応に努めます。

#### <いじめへの対処のために>

- ・ 教師用指導資料の活用を進め、適切に対処できるよう学校を支援します。
- ・ 指導主事、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、少年非行相談員（大学教授）等を含めたサポートチームを派遣し、学校に対して指導・助言を行います。
- ・ 必要に応じて、とよた子どもの権利相談室等の専門家と連携して、問題解決に向けて支援します。
- ・ 愛知県豊田警察署及び足助警察署と連携し、子どものいじめをはじめ非行、問題行動等の防止及び健全育成を進めます。

## 4 いじめの防止等のための豊田市立学校の施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 豊田市立学校は、いじめの防止等に積極的に取り組み、迅速で適切な対応ができるよう学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、公表するとともに、子どもや保護者、地域住民、関係機関と連携し、その実現に努めます。（法第13条）
- ・ 法第22条に基づき、校内にいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」と言う。）を設置します。

### (2) 豊田市立学校における体制整備

#### <いじめ対策委員会>

- ・ 校長のリーダーシップの下、いじめを許さない学校づくりを進めます。

- ・ いじめ対策委員会を中核として、教職員が一丸となって組織的に取り組みます。

【いじめ対策委員会の構成員の例】

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、  
スクールカウンセラー、権利擁護委員等

- ・ いじめ対策委員会は、いじめの未然防止や早期発見、いじめ認知の後の対応や措置をするために、次のような役割を担います。
  - いじめに関する情報の収集と記録、情報共有
  - いじめの相談・通報の窓口
  - いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクル（※5）による検証
  - 学級担任や学年教職員等を加えたケース会議の開催及び指導や支援の組織的実施
  - 指導・支援の方針と結果についての教育委員会への報告

※5：P D C Aサイクルとは、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し（Action）の頭文字をつなげたもので、一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえ、新たなP D C Aサイクルを進め、継続的に改善をすることを指す。

<相談体制>

- ・ スクールカウンセラーや心の相談員と連携し、子どもや保護者に啓発したり、子ども及びその保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談しやすい環境を作ったりします。
- ・ 教育相談期間を定期的に設けます。
- ・ 必要に応じ、青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等に協力を仰ぎ、関係機関と連携を一層進めます。

(3) 豊田市立学校における取組

<いじめの未然防止のために>

- ・ 子どもの豊かな心を育み、温かい人間関係を培うため、人権教育、道徳教育や体験的な活動等の充実を図るとともに、学校の教育活動のあらゆる場面を通して、子どもの自主的な活動を推進します。
- ・ 子どもにとって安心して自己を生かせる場、個性や能力を発揮できる場となり、

自己肯定感が高まるような「居場所づくり」に努めるとともに、互いに思いやり、育ち合う学級集団、学年集団、学校集団を目指します。

- ・子どもが多様な集団や組織とかかわり、共同の活動や体験を通して社会性を身に付け自己有用感が高まるよう取り組みます。
- ・保護者や市民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図ります。
- ・教職員向けの研修を行い、いじめの防止等の対策に関する共通理解や対応能力の向上を図ります。
- ・豊田市子ども条例について学ぶ機会を作り、子どもの自己肯定感の向上、自他の権利の正しい理解を進めます。

#### <いじめの早期発見のために>

- ・日頃から子どもの理解に努め、子どもの小さなサインやささいな兆候を見逃さず、的確な対応が行われるように努めます。
- ・定期的にアンケート調査、面談等を実施します。
- ・日頃から保護者と情報共有を行いやすい関係をつくり、早期発見につながる情報提供や再発防止への協力をお願いします。

#### <いじめへの対処のために>

- ・いじめ対策委員会を中核として、教職員が組織的に対処します。
- ・必ず複数の教職員で、聴き取りなどの情報収集を多面的に行い、事実関係を正しく把握します。
- ・スクールカウンセラーや心の相談員等による子どもの心のケアに努めます。
- ・青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカーやとよた子どもの権利相談室等、関係機関と連携した対応を行います。
- ・いじめを受けた子どもを守るために、保護者と協力して必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、関係した子どもや学級、学校全体へ再発防止のための指導を行います。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察署に通報し、連携して対処します。

## 5 子ども、保護者、地域住民、関係機関等の取組

豊田市は、以下に示す子ども、保護者、地域住民、関係機関の取組を推奨し、それぞれの主体が自らの責任として行動できるよう取り組みます。

### <子どもとして>

- ・ 自分自身や友達を大切にし、学校での活動に進んで取り組みます。
- ・ 自分たちで考えたり、工夫したりして、いじめの防止等のためにできることから取り組みます。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめをしているのと同じです。周りの人に思いやりの心をもって接し、お互いを尊重し合うようにします。
- ・ 自分が友達から嫌なことをされたり言われたりしたときや、自分の周りでいじめと思うようなことを見たり聞いたりしたときは、すすんで周りの人に相談します。

### <保護者として>

- ・ 子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応えていくとともに、十分に話し合いをします。
- ・ 親子、兄弟姉妹や家族の絆を大切にし、温かい家庭を作ります。
- ・ 日頃から子どもの良き手本となり、子どもの規範意識や他人を思いやる心を育てます。
- ・ 子どもの様子について気かけるとともに、いじめを発見した場合や、子どもからいじめに関する相談を受けた場合には、被害を受けている子どもの安全を確保し、速やかに学校や関係機関に情報提供や相談を行います。

### <地域住民として>

- ・ いじめに対しては地域総ぐるみで向き合うことを念頭に置き、いじめ防止の一員として、学校や保護者と協力します。
- ・ モラルや良識を守り、大人が模範を示します。
- ・ いじめや子育てに関する悩みを抱える保護者に寄り添い、支えます。
- ・ 子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをします。

- ・子どもが安心して、過ごすことができる環境づくりに努めます。
- ・豊かな人間関係や社会性を育むための地域行事やイベント等の体験・交流活動に、子どもが自主的に参加できるような取組を進めます。
- ・地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めます。

#### <関係機関として>

- ・各相談機関の果たす役割や特徴を生かし、子どもや保護者、学校の支援を行います。
- ・教育委員会や学校、とよた子どもの権利相談室、保護者、関係機関等、相互に連携し、協力して子どもを守り、支えます。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、①「いじめにより学校（※6）に在籍する子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいう。（法第28条第1項）

#### <①の例>

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

#### <②相当の期間とは>

- ・文部科学省における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※6：学校とは、豊田市立学校、学校設置会社（※7）が設置する豊田市内の学校を指す。

※7：「学校設置会社」とは、構造改革特別区域法第12条第2項に規定する学校設置会社を指す。

いじめの程度は、いじめを受けている子どもの状況に着目して判断します。

ただし、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかか

ならず、豊田市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

子どもや保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申立てがあったときは、速やかに調査や報告等を行います。

## (2) 豊田市立学校及び豊田市教育委員会の対応

豊田市立学校に在籍する子どもに重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じ事が繰り返されることのないよう、速やかに調査を行います。

### ①豊田市立学校の対応

- ・ 重大事態が発生した場合、直ちに豊田市教育委員会に報告します。(法第30条)
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめについて調査し、事実関係を可能な限り明確にします。(法第28条第1項)
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめられた子ども及びいじめた子どもに対して、状況に合わせた継続的なケアをし、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行います。
- ・ いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。(法第28条第2項)

### ②豊田市教育委員会の対応

- ・ 学校からの報告を受け、重大事態が発生した旨を豊田市長に報告します。(法第30条第1項)
- ・ その事案の調査を行う主体等について判断します。
- ・ 教育委員会が調査を行う場合(※8)、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。(法第28条第1項)

※8：従前の経緯や事案の特性、いじめられた子ども又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な効果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合を指す。

#### 豊田市教育委員会が調査の主体となる場合

- ・ 速やかに「いじめ問題調査委員会」を組織し、調査を行います。
- ・ いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

が「いじめ問題調査委員会」に参加します。

#### 豊田市立学校が調査の主体となる場合

- ・ 法第22条に基づき学校に設置された「いじめ対策委員会」を、調査を行うための組織の母体とします。
- ・ 豊田市教育委員会は、調査及び調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報の提供について、必要な指導や支援を行います。(法第28条第3項)

### (3) 学校設置会社が設置する学校の対応

- ・ 代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告します。(法第32条第1項)
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめについて調査し、事実関係を可能な限り明確にします。(法第28条第1項)
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめられた子ども及びいじめた子どもに対して、状況に合わせた継続的なケアをし、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行います。
- ・ いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。(法第28条第2項)

#### <調査について>

この調査は、事実関係を明確にするための調査であって、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

#### 関係した子どもからの聴き取りが可能な場合

- ・ 関係した子どもから十分に聴き取るとともに、在籍している他の子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。その際には、いじめられた子どもや情報提供した子どもを守ることを最優先として、調査を実施します。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもの背景をつかんで指導



を行い、いじめの行為を止めさせるように努めます。

- ・ 関係した子どもの事情や心情を聴取し、本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

#### 関係した子どもからの聴き取りが不可能な場合

- ・ 関係した子どもの保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

#### 子どもの自殺という事態が起こった場合

- ・ 自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して進めていきます。

\*愛知県教育委員会が調査の主体となる私立学校、県立学校在籍の子どもの場合は、必要に応じて、愛知県教育委員会と連携し進めます。（愛知県いじめ防止基本方針 第6）

\*学校に在籍していない子どもの場合は、条例にのっとり、権利擁護委員を中心に対応します。

#### <報告について>

- ・ 豊田市教育委員会又は学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、その保護者に対して説明します。
- ・ 調査結果については、豊田市長に報告します。上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとします。
- ・ 報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため、関係した子どもやその保護者及びP T A、市民一般に対して、調査により明らかになった事実関係について、説明又は情報提供します。

- これらの情報提供に当たって、豊田市教育委員会又は学校は、他の子どもや関係者のプライバシーに十分配慮して行います。

#### (4) 市長による再調査と措置

- 豊田市立学校や豊田市教育委員会、学校設置会社が設置する学校から重大事態の発生の報告を受けた場合、豊田市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による豊田市いじめ再調査委員会を市長部局の附属機関として設置して行います。(法第30条第2項、法第32条第2項)
- 豊田市長は、調査結果を議会に報告する(法第30条第3項)とともに、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法第30条第5項、法第32条第3項)

#### <重大事態への対処に関する組織図>

